

令和6年度 先導的官民連携支援事業 募集要領

(応募受付期間)

令和6年2月2日(金) 10:00 ～ 2月26日(月) 17:00

(応募申請先、事前相談及び問合せ先)

国土交通省総合政策局社会資本整備政策課 岩瀬、前川、夜久

TEL : 03-5253-8111 (内線 24224、24218、24226)

電子メール : hqt-PPP_PFI@gxb.mlit.go.jp

※応募申請時には件名に下記を記載すること。

「【令和5年度 先導的官民連携支援事業 応募申請】●●市」

住所 : 〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

中央合同庁舎第3号館3階

令和6年1月

国土交通省 総合政策局

I. 先導的官民連携支援事業の概要について

1. 目的

国土交通省では、経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版・成長戦略等のフォローアップ（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）、PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 5 年改定版）（令和 5 年 6 月 2 日民間資金等活用事業推進会議決定）等を踏まえ、財政状況が厳しさを増す中で、インフラの老朽化対策や大規模災害に備える防災・減災対策等の課題に取り組みつつ、真に必要な社会資本の整備・維持更新を的確に進めるため、新たな官民連携事業に係る具体的な案件の形成等を推進しています。

「先導的官民連携支援事業」は、官民連携事業の案件形成を目的として、地方公共団体等に対して調査委託費を助成するものです。

2. 支援事業の仕組み

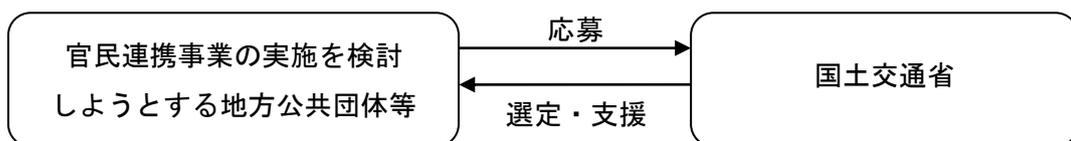
2.1 対象機関

官民連携事業（民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備・維持管理等を行う事業）を実施しようとする地方公共団体等（公共施設等の管理者である地方公共団体又は公共施設等の整備等を行う独立行政法人、公共法人）を対象とします。

2.2 先導的官民連携支援事業の支援スキーム

地方公共団体等の長は、自らが管理者である、又は自らが管理者となる予定である国土交通省所管の公共施設等について、官民連携事業の実施を検討しようとする場合に、国土交通省に対して応募します。

国土交通省は、事業実施による効果等を勘案して、補助対象事業を選定し、補助金の交付を行います。



2.3 支援類型



(イ) 事業手法検討支援型

事業のスキーム・手法や対象施設の種類の種類、調査の進め方等の面で先導的な官民連携事業の導入や実施に向けた検討のための調査費用を支援します。これにより、支援を受けた地方公共団体等での案件形成を促進するとともに、先導的な官民連携事業手法等の確立や普及を期待するものです。

※内、中小規模団体・スモールコンセッション推進枠

事業手法検討支援型の中で、以下の事業の実施に向けた調査費用を支援します。

- ・ 中小規模の地方公共団体（人口 20 万人未満の市町村を想定）において、既存公共施設やインフラの集約・再編やそれらの運営の広域化・バンドリング、既存公共施設の更新の際に収益事業の導入を行う事業
- ・ スモールコンセッションにかかる事業

※スモールコンセッション: 地方公共団体が所有・取得する身近で小規模な遊休不動産について、民間の創意工夫を最大限に生かした事業運営（コンセッションをはじめとした PPP/PFI 事業）により、官民連携で地域課題の解決やエリア価値向上につながる取組の総称。



(ロ) 情報整備支援型

公共施設等運営権事業（コンセッション）など具体的な PPP/PFI 手法が想定されている事業を対象として、官民連携事業の導入判断等に必要な情報の整備等のための調査費用を支援します。これにより、支援を受けた地方公共団体等での案件形成を促進するとともに、他の地方公共団体等に対するモデルとなることを期待するものです。

2.4 補助対象経費

補助の対象となるのは、コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費（委託費）です。

なお、次の経費は補助対象経費に含まれませんので、御注意ください。

(注) 申請内容に関連する調査を別途予定、又は現に行っている場合は予め御相談ください。

- ・ 事業主体に係る経費（人件費等）等の調査委託以外の経費
- ・ 本事業の他の補助金等の支援も受ける場合の当該支援の対象経費

2.5 補助率

「事業手法検討支援型（中小規模団体・スモールコンセッション推進枠を含む）」及び「情報整備支援型」ともに全額国費による定額補助とします。

ただし、都道府県及び政令指定都市にあつては、コンセッション事業に関するものを除き、補助率1/2とします。

2.6 補助限度額

補助金の1件当たりの上限は、「事業手法検討支援型（中小規模団体・スモールコンセッション推進枠を含む）」及び「情報整備支援型」ともに20,000千円です。

ただし、都道府県及び政令指定都市にあつては、コンセッション事業に関するものを除き、原則10,000千円を上限とします。

なお、交付される補助金の額については、予算枠や審査結果等を踏まえ、応募申請額に対して調整させていただくことがあります。

本事業の補助対象とならない経費及び補助限度額を超える経費については、本事業の他の補助金等の支援を受けても差し支えありません。

2.7 対象事業

2.7.1 共通要件

補助の対象は、国土交通省の所管する分野における官民連携事業^{*}であり、かつ、次の要件を満たすものとします。

^{*}公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行う事業。

【事業の段階に係る要件】

原則として、公共施設等の整備・維持管理等に関する基本構想または基本計画、あるいは同等相当の上位計画を策定した後の段階を対象とする（策定予定のものを含む）。

【官民連携事業の類型に係る要件】

PPP/PFI 推進アクションプラン（令和5年改定版）を踏まえ、次のいずれかの類型に該当するものとする。

- I：公共施設等運営権制度を活用した PFI 事業
- II：収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する PPP/PFI 事業
- III：公的不動産の有効活用を図る PPP 事業
- IV：サービス購入型などの PPP/PFI 事業

【基本方針に係る要件】

国土交通省の令和6年度予算の基本方針（令和6年度予算の概要（国土交通省））を踏まえ、次のいずれかの類型に該当するものとする。

A：国民の安全・安心の確保

- ・東日本大震災や相次ぐ大規模自然災害からの復旧・復興や、災害に屈しない強靱な国土づくりのための防災・減災、国土強靱化の強力な推進、インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスの実現 等

B：持続可能な経済成長の実現

- ・ストック効果を重視した社会資本整備の戦略的かつ計画的な推進や、脱炭素社会の実現に向けたグリーントランスフォーメーション（GX）の推進、国土交通分野のデジタルトランスフォーメーション（DX）や技術開発、働き方改革等の推進 等

C：個性をいかした地域づくりと分散型国づくり

- ・デジタル田園都市国家構想の実現に資する分散型国づくりや持続可能な地域活性化、デジタル田園都市国家構想の実現に資する交通のり・デザイン 等

【調査開始以降の実施・協力体制に係る要件】

次の全ての項目について体制を構築し協力するものとする。

- 民間事業者との対話や、地方公共団体等での意思決定、議会での審議や住民との協議、所管省庁との調整等、調査成果の活用等が具体的に予定されていること（公開／非公開は問わない）。
- 調査実施にあたっては、支援事業終了後も引き続き官民連携の推進が図られるよう持続可能な庁内の連携体制づくりに取り組むこと（例えば、PPP/PFI 専門部局がある場合は、事業担当部局と PPP/PFI 専門部局が連携しながら検討を進める等の取組が考えられる）。
- 事業が採択された場合は、先導事例として調査結果の横展開を図るため、次の項目に対応すること。
 - ・調査報告書の国土交通省ホームページでの公開
 - ・調査報告書に対する外部からの問合せの記録及び国土交通省への報告
 - ・国土交通省が実施する官民連携に関する調査や情報収集等への協力
 - ・地方ブロックプラットフォームの活動への協力*

○調査終了後から事業化に至るまでの期間において、事業化に向けての進捗状況、課題等について、毎年実施するフォローアップ調査に協力すること。なお、調査実施後において、事業を断念、中止すると判断された場合においては、その原因を整理し、報告すること。

※地方ブロックプラットフォームとは、全国を9つの地方ブロック（北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄）に分けて設置している産官学金からなるプラットフォームであり、PPP/PFIに関する情報・ノウハウの横展開を図り、官民対話、首長会議、研修、個別相談会、セミナー等を開催している。協力内容としては、研修やセミナー等における調査結果の発表、首長会議への首長の参加等を想定している。

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/1-4-1.html>

2.7.2 事業手法検討支援型のうち中小規模団体・スモールコンセプション推進枠に係る要件

共通要件に加えて、次の要件を満たすものとします。

【対象団体】

中小規模の地方公共団体（人口20万人未満の市町村を想定）を対象とする。ただし、スモールコンセプションにかかる事業については全ての地方公共団体を対象とする。

【対象事業】

以下の事業の実施に向けた検討を対象とする。

- ・中小規模の地方公共団体が行う、既存公共施設やインフラの集約・再編やそれらの運営の広域化・バンドリング、既存公共施設の更新の際に収益事業の導入を行う事業
- ・スモールコンセプションにかかる事業

2.7.3 情報整備支援型に係る要件

共通要件に加えて、次の要件を満たすものとします。

【事業スキーム等】

公共施設等運営権事業（コンセッション）や BTO、BOT、BOO 等の、具体的な官民連携事業のスキームを前提とした検討であること。

【検討の進め方等】

下記 i ～ iv の情報を利用又は加工して行う、資産評価や収益施設併設の判断、設備の拡張・新設等の事業性の判断、リスク分析、それらを踏まえた VFM の計算や運営権対価の算定等に係る業務であること。なお、業務上必要となる基礎的な情報（例：資産台帳や工事履歴、予算・決算資料等）の収集・整備を主な目的とする業務は対象としない。

（注）下記の分類は便宜的なものであり、地方公共団体等が独自に整理・分類した上で応募することを妨げるものではない。

i：収支・財務情報

（収入・支出、資産・負債、補助金の有無、資金調達コスト等に関する情報）

ii：利用状況・整備情報

（施設利用の現況値や将来予測値、競合施設に係る情報、それらを踏まえた施設の拡張・新設・更新等の計画に関する情報）

iii：収益性関連情報

（公共空間の利用規制の有無、余剰容積率、テナントとの個別契約内容や権利関係等に関する情報）

iv：リスク関連情報

（公共施設の修繕履歴や劣化診断結果、中長期経営計画やその算定方法等に関する情報）

2.8 その他

1つの応募主体から、複数の案件を提出していただくことも可能です。

「事業手法検討支援型（中小規模団体・スモールコンセッション推進枠を含む）」及び「情報整備支援型」の中から応募する支援類型を選択してください。同一案件で、複数の支援類型に応募することが可能です。ただし、選定はどちらか一つの類型になります。

Ⅱ. 助成対象事業主体の選定について

1. 選定方法

先導的官民連携支援事業の補助対象事業は、外部有識者からなる第三者委員会の意見を踏まえ、募集期間内に応募があった事業の中から、国土交通省総合政策局長が選定します。

2. 選定基準

先導的官民連携支援事業の助成対象主体の選定にあたっては、次の観点から審査を行います。

○要件審査

【官民連携事業のスキームに係る要件】

官民連携事業のスキームとして、コンセッション又はコンセッションにつながる可能性の高い事業(収益型事業、包括的民間委託等)を優位に評価します。なお、既にコンセッションが実施されている分野の事業手法を検討する場合には、既存のコンセッションと異なる点を評価します。

【基本方針に係る要件】

基本方針に係る要件に該当した上で、PPP/PFI 推進アクションプラン(令和5年改定版)(令和5年6月2日民間資金等活用事業推進会議決定)3.(2)ii)『各重点分野における取組』に掲げられている方針に沿った事業を優位に評価します。

○内容審査

次の5つの項目に基づいて内容を審査します。なお、本事業の主旨を踏まえ、特に「(1) 先導性」に重きを置いて評価し、次いで、本事業の成果を他の地方公共団体等に展開できる「(2) 汎用性」に重きを置いて評価します。

(1) 先導性

事業のスキーム・手法や官民連携を行う対象施設等にモデル性があるものや、団体内のノウハウの蓄積や人材育成につながる内容を含む等、調査の進め方自体にモデル性があるものなど、事業内容、調査内容について先例が乏しく他の地方公共団体等のモデルとなるものを優位に評価します。なお、以下のa～dの分類から、上位の分類ほど優位に評価します。

- a. 全国で同種の事例がなく、極めて先進的と認められる案件
- b. 地方ブロック (p.6 参照) 内で同種の事例がない、または地方ブロック内の同程度の人口規模以下では同種の事例がないと認められる案件
- c. 既存の事業手法や事業スキームをさらに発展・進化させるものと認められる案件
- d. 既存の複数の事業主体や分野・事業手法を組み合わせるものと認められる案件

(2) 汎用性

事業内容、調査内容が、官民連携事業のボトルネックの解消に寄与し他の中小規模の地方公共団体等のモデルとなって、今後の官民連携事業の普及促進に高い効果が期待されるものを優位に評価します。また、複数の地方公共団体や地域企業等を含む産官学金で構成された地域プラットフォームを活用し、その場を通じて他団体に普及促進が図られるものを優位に評価します。「極めて汎用性の高い案件」、「汎用性の高い案件」から、前者をより優位に評価します。

(3) 妥当性

事業内容が、国、地方公共団体等の上位計画等に沿い、その実現に貢献するものを優位に評価します。

(4) 実現可能性

地方公共団体等での意思決定や地域における合意形成が円滑に進む等、事業実施にあたって障害となる重大な制約がないことや、事業の内容や予定箇所等が具体的であること等により、案件の形成が着実に進むこと

が期待されるものを優位に評価します。特に、支援後 3 年以内の事業化が期待できるものを優位に評価します。なお、応募主体が「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」を策定済である場合は評価にあたり配慮します。

(5) 有効性

公共施設等の建設、維持管理、運営等に要する費用が縮減される等、事業実施による財政支出抑制効果、及び PPP/PFI 事業の多様な効果が明確であるものを優位に評価します。定量的な試算等により効果がより明確であるものを前者よりも優位に評価します。

Ⅲ. 応募申請、交付申請等について

1. 応募申請について

○ 応募受付期間

令和6年2月2日(金) 10:00 ～ 2月26日(月) 17:00

○ 提出物

【応募申請書等】

- ・ 応募申請書
- ・ 様式1：案件概要について
- ・ 様式2：調査主体等について
- ・ 様式3：調査内容について
- ・ 様式4：補助金要望額等について

【参考資料】

- ・ 様式4の金額の根拠となる参考見積り（必須）
- ・ 様式の記載内容を補足する資料（任意）

○ 留意事項（重要）

- ・ 補助金の交付を希望する場合には、応募申請書等に必要事項を記載して、電子データを以下の提出先までメールにて送付してください。
(注) 様式1～4についてはPDF化せず、元の形式のまま送付してください。
- ・ 応募申請時には、メールの件名に下記を記載してください。
「【令和6年度 先導的官民連携支援事業 応募申請】●●市」
- ・ 応募に際しては、調査内容が本事業の趣旨・要件に沿っているか等を確認していただくため、事前に御相談いただくことをお勧めします。
- ・ 過年度の調査報告書を国土交通省総合政策局ホームページに掲載していますので事前に御参照ください。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/sosei_kanminrenkei_tk1_000014.html

○ 提出先及び事前相談先

国土交通省総合政策局社会資本整備政策課 岩瀬、前川、夜久

TEL：03-5253-8111（内線 24224、24218、24226）

電子メール：hqt-PPP_PFI@gxb.mlit.go.jp

住所：〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎第3号館 3階

2. 問合せ等について

選定にあたり、必要に応じて、応募者に対し事業内容についての問合せや追加資料提出等の対応をお願いする場合があります。

3. 選定後の交付申請等について

助成対象事業主体に選定された場合は、速やかに交付申請書を国土交通省総合政策局社会資本整備政策課あてに提出してください。なお、交付申請等の手続きの詳細については、「先導的官民連携支援事業補助金交付要綱」を御参照ください。

「先導的官民連携支援事業補助金交付要綱」

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/content/001386282.pdf>

IV. 留意点

本補助金の活用には、下記の事項のほか、補助金等に係る予算の適正化に関する法律及び補助金交付要綱の規定を遵守していただくこととなりますので御留意ください。

本事業の実施は、令和6年度予算の成立を条件とし、予算成立後に行うこととします。

(事業の実施及び事業内容の変更)

事業主体は、交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合(軽微な変更を除く)、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

(実績報告)

事業主体は補助事業の期間中に、契約時・中間時点・報告書作成段階の3回の報告をしなければなりません(交付決定時点で契約済の事業は補助金の対象となりません)。また、補助事業を完了後、実績報告及び調査検討内容をまとめた報告書等を提出しなければなりません。報告書等の形式・体裁等については、別添の報告書フォーマットの記載事項に留意してください。

(事業の実施後)

事業主体は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類(契約書、支払い領収書等を含む)を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

事業完了後に、本事業による検討結果を公表します。

(その他)

本事業における調査検討内容をまとめた報告書等に個人情報等が含まれる場合は、その取扱いに十分御注意ください。

必要があると判断された場合、事業中止又は事業後に補助事業に係る報告等を求めることや、関係者の事業聴取、事業成果の発表をしていただく場合があります。

本事業は、他の地方公共団体等に対するモデルとなる事例の蓄積を目的としていることから、業務の実施や報告書の作成等にあたり、情報提供や調整等をお願いすることがあります。

本事業は官民連携事業の導入や実施に向けた事前調査を対象とするものであり、当該官民連携事業を実際に実施するにあたっては、別途、所要の手続き(事業評価、補助金の申請等を含む)や関係機関との調整等を事業主体が自ら行う必要があります。

以上